

Client Alert - Sustainability

2025 年 3 月号(Vol.1)

I.はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、サステナビリティに関連する最新のリーガルニュースをコンパクトにまとめた「Client Alert – Sustainability」の配信を開始いたします。

サステナビリティが関わる法務領域では、日々刻々と世界が動いています。そのような中で、クライアントの皆様の迅速な情報収集とご検討に資するために、本 Client Alert では、ファイナンス、ディスクロージャー、環境、ガバナンス、ビジネスと人権等、サステナビリティの主要領域における国内外の最新情報を、一覧性の高い形でご提供してまいります。

創刊号である本号では、以下のテーマについてご紹介いたします。実務の一助となれば幸いに存じます。

II.目次

開示	1. TNFD、セクター別ガイダンス案を追加発表 2. GPIF、「優れた TCFD 開示」2025 年版を発表 3. 環境省、「カーボンフットプリント表示ガイド」を公表 4. 金融審議会、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(第 1 回)を開催 5. TNFD、Capacity-building platform を公表
ファイナンス	1. 厚生労働省、GPIF の次期中期計画にインパクト投資を盛り込む案を公表 2. 経済産業省、環境省及び農林水産省、改正地球温暖化対策推進法に基づく国際協力排出削減量(JCM クレジット)の記録等に関する省令等を公布 3. 経済産業省、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 2025 年版(案)を公表 4. 「GX2040 ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂」を閣議決定 5. 「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定 6. 「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」(第 5 回)を開催

環境	1. 「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令」を閣議決定 2. 「GX 推進のためのグリーン鉄研究会」のとりまとめ 3. グリーン購入法基本方針の閣議決定及び意見募集(パブリックコメント)の結果公表 4. 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直し 5. 「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」を公布 6. 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画を閣議決定
ビジネスと人権	1. 内閣府、同姓パートナーの法令上の取り扱いに係る検討結果を公表 2. 労働政策審議会、労働施策総合推進法等の改正案について答申 3. 政府、特定技能・育成就労制度の有識者会議及び有識者懇談会を開催 4. 欧州委、CSRD、CSDDD 等の規制の簡素化を図るオムニバス法案を公表
ガバナンス	1. スチュワードシップ・コードに関する有識者会議、「スチュワードシップ・コード」の改訂案の検討

Ⅲ.開示

1. TNFD、セクター別ガイダンス案を追加発表

1月23日、自然関連財務情報開示タスクフォース(TNFD)は、自然関連情報の開示についての [4つのセクターのガイダンス最終版と3つのセクターのガイダンス案](#)を公表しました。

TNFD が自然関連の問題の特定と評価のために開発した LEAP アプローチについては、2023 年に LEAP ガイダンス(Guidance on the identification and assessment of nature related issues: The LEAP approach)が公表されていますが、そのアプローチの内容はセクターごとに大きく異なるため、セクターごとの詳細なガイダンスを策定しています。

これまでに、食料・農業、バイオテクノロジー・医薬品、水産、森林・製紙パルプ、石油・ガス、化学、電気・発電、金融機関、金属・鉱業のセクター別ガイダンスが公表されており、今回は 2024 年 6 月にガイダンス案を公表していたアパレル・繊維・履物、飲料、建設資材、エンジニアリング・建設・不動産の 4 つのセクターについても最終版が公表されました。今回さらに漁業、海上輸送・クルーズライン、水道事業・サービスの 3 つのセクターについてもガイダンス案が追加公表されており、これらは 2025 年 6 月に最終化される予定です。

2. GPIF、「優れた TCFD 開示」2025 年版を発表

1月27日、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は、気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)のフレームワークに基づく開示に関して、国内及び海外の株式の運用を委託している運用機関から高い評価を得た「[優れた TCFD 開示](#)」の企業を公表しました。本年は、国内企業からは 44 社が、海外企業からは 79 社が、それぞれ選ばれました。

高い評価を得た国内企業は、セクターや事業領域ごとに詳細に分析したうえで、シナリオ分析、目標設定及びアプローチ策定の全体像やバリューチェーン全体での脱炭素施策が説明されていること、ガバナンス体制及び取組み、削減目標・状況・達成方法を詳細に開示していること、TNFD を TCFD に統合したアプローチを取り入れていること、各事業における分析や指標・目標設定が詳細に開示されているほか、それぞれの事業についての財務インパクトが明示されていること、業界のリスク分析の精緻さだけでなく、具体的なアクションに落とし込んだ KPI を設定して取組みを進めていること等が、高評価につながったとされています。運用機関と投資先企業との間での建設的な対話を促進する観点から、TCFD 提言に沿った情報開示のベストプラクティスとして参考になる取組みです。

3. 環境省、「カーボンフットプリント表示ガイド」を公表

製品・サービスのライフサイクルを通じた温室効果ガス(GHG)排出量であるカーボンフットプリント(CFP)の算定方法については、国際規程等を踏まえた「カーボンフットプリントガイドライン」等が策定されている一方で、CFP の表示等については企業の個別判断に委ねられており、消費者とのコミュニケーションの促進において課題となっていました。そこで、環境省では、「カーボンフットプリントの表示等の在り方検討会」を立ち上げて検討を行い、2月4日、「[カーボンフットプリント表示ガイド](#)」を公表しました。

本ガイドでは、CFP 表示の基本原則として、信頼性・信用性(信頼できる算定方法により、信用できる情報を提供すること)、ライフサイクル(製品・サービスのライフサイクルの全ての段階を考慮すること)、比較可能性(将来的に同じ製品・サービス群で、同じ機能又は宣言単位を持つ製品・サービスの比較を可能にすることをめざすこと)、透明性(定量的な情報、説明文により、表示している CFP がどのように算定されたかという情報を確認できること)、地域性(使用・廃棄が行われる場所によって CFP の値が変わる可能性があることを考慮すること)が挙げられています。実務の現実性と表示の妥当性のバランスを取った CFP 表示や背景情報の提供を推進し、企業の取組み促進と消費者の行動変容につながることを期待されます。

4. 金融審議会、「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」(第1回)を開催

2月12日、[金融審議会「サステナビリティ情報の保証に関する専門グループ」の第1回会合](#)が開催されました。サステナビリティ情報の信頼性確保のための第三者保証については、その範囲・水準等、業務の担い手、保証基準及び倫理・独立性基準、業務実施者への検査・監督のあり方、自主規制機関の役割が主な論点となります。

本専門グループでは、サステナビリティ情報の保証に係る質の高い保証業務が提供されるために必要な環境整備として、保証業務実施者の規律のあり方について議論されることとなっています。第2次トランプ政権下での米国における動向等も注視しながら、日本企業の国際競争力を維持する観点からの検討に注目されます。

5. TNFD、Capacity-building platform を公表

2月18日、TNFD は、市場参加者等がスキルアップのために活用できるツールを集めた[プラットフォーム](#)をウェブサイト上で無料公開しました。

TCFD と比べて自由演技度が高いと言われる TNFD の開示を行うためには、TNFD が公表していたガイダンス資料のみでは必ずしも十分に理解を深めることができないと指摘されていました。今回公表されたツール集のうち、“Learning Lab”は、TNFD の提言と指針についての理解を深めるための自己学習プラットフォームです。初心者から上級者までのあらゆるレベルの専門家を対象に設計されており、TNFD の提言の全ての側面を網羅する9つのモジュールが、動画、ケーススタディ、ウェビナー等多様なコンテンツで提供されています。“Trainer Portal”は、社内研修チームや第三者研修プロバイダーに、TNFD の推奨事項や指導内容を網羅した高品質な研修教材一式を提供できるよう設計されています。各企業でのスキルアップに活用することが期待されます。

パートナー 田井中 克之
katsuyuki.tainaka@morihamada.com

アソシエイト 時田 龍太郎
ryutaro.tokita@morihamada.com

IV.ファイナンス

1.厚生労働省、GPIF の次期中期計画にインパクト投資を盛り込む案を公表

1月27日、厚生労働省の第26回社会保障審議会資金運用部会の資料として、年金積立金管理運用独立行政法人(以下「GPIF」といいます。)の[第5期中期計画案](#)が公表されました。

同計画において、GPIFが投資に際してインパクトを含む非財務的要素を考慮することは、ESGの考慮と同様に「他事考慮」に当たらず、ESGを考慮した投資との類似点や相違点に留意しつつ、被保険者の利益のために中長期的な投資収益の向上を図る観点から、インパクトを考慮した投資について検討し、必要な取り組みを行うべきとされています。また、インパクトを考慮した投資がGPIFの運用に求められる基本的な考え方に沿って行われているかを継続的に検証していく旨が示されています。

2.経済産業省、環境省及び農林水産省、改正地球温暖化対策推進法に基づく国際協力排出削減量(JCMクレジット)の記録等に関する省令等を公布

1月31日、経済産業省、環境省及び農林水産省は、[改正地球温暖化対策推進法に基づく国際協力排出削減量\(JCMクレジット\)の記録等に関する省令等](#)(以下「本省令等」といいます。)を公布しました。

本省令等により、JCMクレジットの発行申請や事業設計の提出方法、認定検証機関の認定要件や申請手続きが定められ、また、JCMクレジットの移転や情報開示、手数料の徴収に関する規定も整備されました。さらに、指定実施機関の指定に係る申請書の記載事項や、事務の休廃止の許可や役員の選任・解任、事務規程や事業計画の認可等に関する申請書の記載事項も定められました。

3.経済産業省、クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 2025年版(案)を公表

脱炭素化に移行するための資金動員は重要であり、金融庁、経済産業省及び環境省は、2021年に「トランジション・ファイナンス環境整備検討会」を立ち上げ「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」を策定しました。その後、国内外でトランジション・ファイナンスの認識は進展してきており、国際資本市場協会が2020年に策定したクライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブックも改訂される等、国際的な取組みにも変化が見られました。

そこで、2月3日、かかる進展も踏まえた同検討会における検討を経て、[基本指針の改訂案](#)が公表されました。本改訂では、国際的に様々な考え方が見られるトランジション・ファイナンスのあり方について、省庁間連携・官民連携のもと、世界に先んじてトランジション・ファイナンス市場の環境整備を進めてきた日本として、国際的な展開も見据えて「日本モデル」の発信をめざすこととしています。本基本指針は、「トランジシ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ン」とラベリングされない資金調達手法も含めた幅広い取組みにおいて参照されることを意図したものであることが示されています。

4.「GX2040 ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂」を閣議決定

2月18日、「GX2040 ビジョン 脱炭素成長型経済構造移行推進戦略 改訂」(以下「GX2040 ビジョン」といいます。)が閣議決定されました。GX2040 ビジョンは、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、エネルギー政策の長期的な方向性を示すもので、8つのパートで構成されています。

GX 産業構造のパートでは、我が国のサプライチェーンが脱炭素エネルギーと DX によって高度化される産業構造を目指すため、①企業の成長投資を後押しする企業経営・資本市場の制度改善、②国内外の学術機関等と提携したイノベーションの社会実装や政策協調、③大企業からのカーブアウト、④GX 産業につながる市場創造、⑤中堅・中小企業の GX 支援、⑥新たな金融手法の活用の 6 つの取組みを進めていくことが記載されています。

GX 産業立地のパートでは脱炭素電力等の供給拠点には地域偏在性があることから、「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を効率的かつ効果的に進めることが重要であるため、GX に取り組む企業に対して、脱炭素電力の利用を促すインセンティブ措置を検討する旨等が記載されています。また、電力インフラから見て望ましい場所や地域への立地を促進し、通信基盤も電力インフラの計画と整合的に整備すべきである旨が記載されています。

現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献のパートでは、海外とのエネルギー価格差を考慮しつつ現実的なトランジションを考慮する必要性、AZEC 等の取組みを通じ、我が国が世界各国の脱炭素化に貢献していく旨が記載されています。

GX を加速させるためのエネルギーをはじめとする個別分野の取組みのパートでは、分野別の投資戦略等に基づいて個別の GX 投資促進策を進めていくことが記載されています。

成長志向型カーボンプライシング構想のパートについては、改正 GX 推進法のルールが記載されています。

公正な移行のパートでは、労働移動の円滑化支援やリスクリング支援を進め、新たな産業への労働移動を促進していく旨が記載されています。

GX に関する政策の実行状況の進捗と見直しについてのパートでは、GX の実現に向けた先行投資支援の進捗状況等について今後も GX 実行会議等で報告し、必要に応じて見直しを行う旨が記載されています。

5.「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定

2月25日、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「本法律案」といいます。)が閣議決定されました。この法律案は、2023年度成立の「脱炭素成長型経済構造の円滑な移行の推進に関する法律」に基づき、2050年までにカーボンニュートラルを実現し、経済成長と両立させるための具体的な施策を示しています。

改正後の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律においては、排出量取引制度が法定化され、2026年度から、直近3年の平均の二酸化炭素の直接排出量が一定規模以上の事業者には排出量取引制度への参加が義務付けられることとなります。排出量取引制度に参加する事業者には、排出枠が無償で割当てがなされます。左記に加え、排出枠取引市場の設置や、排出枠の価格を安定化させるための規定及び事業者には二酸化炭素排出量の削減目標等の提出を義務付ける規定も盛り込まれています。

また、資源循環の強化のための制度として、改正後の資源の有効な利用の促進に関する法律では、特定の製品を対象に再生資源の利用が義務化され、当該製品の製造事業者は再生資源の利用に関する計画提出と定期報告を求められます。また、優れた環境配慮設計に対する認定制度が創設され、認定された場合、その旨が公表されます。

上記のほか、本法律案には、化石燃料賦課金の徴収に関する制度、GX分野の税額控除に伴う減収を補填する制度も盛り込まれています。

6.「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」(第5回)を開催

2月25日、「カーボン・クレジット取引に関する金融インフラのあり方等に係る検討会」(第5回)が開催されました。当該検討会では、今後の進め方として、取りまとめ作成の際に、検討会の目的、国際的な議論状況、検討会でのこれまでの議論、現時点で提示し得る内容という4つの視点を考慮すること、今後のスケジュールについて議論することが提案されています。

また、取りまとめの方向性として、足許の取引に係るストックテイクの成果、取引の透明性・健全性を確保する上での基本的事項、取引仲介者・クレジット売主に関する事項、取引所・取引インフラに関する事項、クレジット買主に関する事項を取りまとめることが提案されています。

同検討会では、取りまとめ作成の際に考慮する視点、取りまとめの方向性について議論がなされるとともに、国際的なイニシアティブ(ICVCM、VCMI、ISDA等)からの示唆を我が国の取引実務にどう反映させるか、カーボン・クレジット取引・市場の需給や取引のあり方について売手・買手の視点から重要な点、買手・利

用者による情報開示のあり方についての留意事項といった点についても議論されることが提案されています。

パートナー 富永 喜太郎
yoshitaro.tominaga@morihamada.com

アソシエイト 岡本 員禎
kazuyoshi.okamoto@morihamada.com

V.環境

1.「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令」及び「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令」を閣議決定

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律(以下「法」といいます。)附則 1 条 2 号において、法 2 章(基本方針等)、3 章 1 節(廃棄物処分業者による資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化の促進)、46 条(経過措置)及び 49 条(罰則)の規定は、「公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日」から施行することとされていました。

1 月 10 日に閣議決定された、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の一部の施行期日を定める政令」は、当該施行日を 2 月 1 日に決めました。

また、法 10 条 1 項では、産業廃棄物処分業者であって、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するものを「特定産業廃棄物処分業者」と定義しています。今般閣議決定された、「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令」は、「特定産業廃棄物処分業者」の要件を定めるものであり、その要件は、以下の①・②のいずれかに該当することとしています。

- ① 当該年度の前年度において処分(再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。②において同じ。)を行った産業廃棄物の数量が 1 万トン以上であること。
- ② 当該年度の前年度において処分を行った廃プラスチック類の数量が 1,500 トン以上であること。

2.「GX 推進のためのグリーン鉄研究会」のとりまとめ

経済産業省では、「GX 推進のためのグリーン鉄研究会」を設置し、グリーン鉄市場を拡大することで鉄鋼業の GX を推進していくためのアクションプラン等を検討していましたが、1 月 23 日、同研究会のとりまとめ(以下「本とりまとめ」といいます。)を行いました。

本とりまとめでは、今後、以下の内容に取り組むことが重要としています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

- ① GX 価値の訴求、国際標準への反映
- ② 鋼材のカーボンフットプリント(CFP)活用拡大
- ③ 需要側への支援
- ④ 供給側への支援

3.グリーン購入法基本方針の閣議決定及び意見募集(パブリックコメント)の結果公表

1 月 28 日、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)の変更について、[閣議決定](#)されました。

基本方針の主な変更点は、2 段階の判断の基準の定義等の見直し(より高い環境性能を示す「基準値 1」について調達に際しての支障や供給上の制約等がない限り調達を推進していくものとして定義を見直し、国等の率先調達により初期需要創出への貢献が求められる先端的な環境物品等について特定調達品目及び基準値 1 への位置付けを図ることができる運用に変更)、共通の判断の基準の設定(分野横断となる共通の判断の基準として「原材料に鉄鋼が使用された物品」について、削減実績量が付され、かつ、カーボンフットプリントが算定・開示された鉄鋼の使用を 2 段階の判断の基準の基準値 1 に設定)、43 品目の判断の基準等の見直し、1 品目の新規追加です。

また、基本方針の変更案に関するパブリックコメントの結果についても、公表されました。

4.水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の見直し

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、生活環境の保全に関する環境基準は、水質汚濁に係る環境基準について(昭和 46 年 12 月環境庁告示 59 号。以下「告示」といいます。)により水域類型を設け、環境基準値を定めています。また、環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準(平成 13 年 5 月環水企 92 号。以下「事務処理基準」といいます。)は、水域類型の指定、常時監視等に関する事務処理基準を定めています。

2024 年 9 月に開催された中央環境審議会水環境・土壌農薬部会生活環境の保全に関する水環境小委員会の検討を踏まえ、2 月 14 日に上記[基準の見直し](#)が行われました。具体的な見直しポイントとしては、告示において①利用目的の適応性の欄から「水浴」を削除し、②水浴を利用目的とする測定点の大腸菌数を規定しました。また、事務処理基準において③柔軟な水域類型の指定及び適時適切な見直しを行うことを明記し、④季別の類型指定を導入したほか、⑤化学的酸素要求量(COD)の達成評価を変更しました。

5.「大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令」を公布

水銀等に係る大気汚染防止法の規制について、2018 年 4 月 1 日の改正大気汚染防止法から 5 年が経過したことから、制度の点検・見直しが行われ、2024 年 9 月 25 日に答申された「水銀に関する水俣条約を踏まえた水銀大気排出対策の実施について(第三次答申)」に基づき、2 月 17 日、大気汚染防止法施行規則等を改正するための[大気汚染防止法施行規則等の一部を改正する省令](#)(環境省令四号)が公布されました。

具体的な改正点としては、①一般廃棄物焼却施設と非鉄金属製造施設について、定期測定及び再測定に代えて連続測定法(水銀濃度を連続的に測定することが可能な方法)を導入できることとし、併せて 3 年間の測定結果の記録・保存義務を規定したこと、②銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設等に係る排出基準を見直したこと、③石炭ガス化複合発電施設(IGCC 施設)についての排出基準を新たに定めたことが挙げられます。

なお、省令の施行期日は 2025 年 10 月 1 日です。

6.政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画を閣議決定

地球温暖化対策推進法 20 条 1 項に基づき、政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画である政府実行計画を策定するものとされているところ、2 月 18 日に見直された政府実行計画が[閣議決定](#)されました。この計画では、2013 年度を基準に、2035 年度に 65%削減、2040 年度に 79%削減の新たな目標を設定しています。その上で、毎年度、中央環境審議会において意見を聴きつつフォローアップを行い、着実に PDCA を実施するものとしています。

目標達成に向けて取組みを強化するため、政府は庁舎等における省エネの徹底、太陽光発電の庁舎等への最大限の導入、新築建築物の ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)化、再生可能エネルギー等の脱炭素電源の優先的な調達、GX 製品の率先調達、フロン類の排出抑制等の措置を講ずることが必要になります。

なお、2024 年 12 月 27 日から 2025 年 1 月 26 日までパブリックコメントも実施しています。

パートナー [川端 健太](#)
kenta.kawabata@morihamada.com
アソシエイト [一井 梨緒](#)
rio.ichii@morihamada.com

VI. ビジネスと人権

1. 内閣府、同性パートナーの法令上の取り扱いに係る検討結果を公表

内閣官房は、1 月 21 日、一定の法律及び政令における「事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」と同一又は類似の文言を含む規定の対象に同性パートナーが含まれるかどうかについて、「含まれ得る」こと（又は「更なる検討が必要」であること）を確認する[検討結果](#)を公表しました。

この検討は、20 年以上もの間生活を共にしてきた同性のパートナーを殺害された上告人が、「婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者」（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律）として遺族給付金の支給を受けることができる遺族に当たると主張して遺族給付金の支給を求めた事案において、最高裁判所が同性パートナーも当該「同様の事情にあつた者」に含まれ得るとの解釈を示したことをきっかけに行われたものです。

三原大臣による 1 月 21 日付記者会見においては、最高裁判決を重く受け止めてよく吟味すること等の方針とともに、迅速な検討を各府省庁に指示したとされています。

なお、在日米国商工会議所(ACCJ)の同性婚に関する意見書への当事務所の賛同表明については、[当事務所ウェブサイト](#)をご参照ください。

2. 労働政策審議会、労働施策総合推進法等の改正案について答申

1 月 27 日、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」（以下、「本要綱」といいます。）について、厚生労働省から諮問を受けた労働政策審議会は、厚生労働大臣に対して、厚生労働省案が妥当である旨の[答申](#)を行いました。厚生労働省は、同答申を踏まえて法律案を作成し、今通常国会に提出する予定としています。

本要綱は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）の改正方針を定めました。例えば、男女の賃金格差等の情報開示は、今まで常時雇用する労働者が 300 人超の事業者に求められていましたが、その適用範囲を拡大し、常時雇用する労働者が 100 人超の事業主においては、その雇用する労働者の男女間賃金格差及び管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合を定期的に公表すること等を求めることとしています。また、事業主に対して、雇用する労働者による求職者に対する性的な言動（いわゆる「就活セクハラ」）及び顧客等の言動により労働者の就業環境が害されること（いわゆる「カスハラ」）のないよう、労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な措置を講じる義務を課す点にも注目されます。

いわゆる「ビジネスと人権」の観点からも、まずは日本の法令を適正に遵守していくという観点が重要と考えられます。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

3. 政府、特定技能・育成就労制度の有識者会議及び有識者懇談会を開催

2月17日に「[第2回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議](#)」(以下「第2回有識者会議」といいます。))が、2月13日及び2月27日にそれぞれ「特定技能制度及び育成就労制度の円滑な施行及び運用に向けた有識者懇談会」の[第2回](#)及び[第3回](#)(以下「有識者懇談会」といいます。))が開催されました。

第2回有識者会議では、第1回に引き続き「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針(案)」の内容等が議論されました。その中で、例えば、特定技能の在留資格をもって本邦に在留する外国人について、複数の特定技能所属機関との雇用に関する契約は認めないという原則を維持しつつ、親子会社の間等相互に密接に係る特定技能所属機関の間において一定期間の在籍型出向を一定の要件を満たす場合に例外的に認めることが、当該基本方針(案)に追記されました。また、有識者懇談会では、その第2回で「改正入管法及び育成就労法の関係省令に関する論点」と題する資料(以下「本論点資料」といいます。))が公表され、第3回でも本論点資料に基づいて議論が行われました。技能実習生制度の下では、一部の送出機関が高額な費用の負担を外国人に求め、その費用を支払うために外国人が多額の借金をして来日し、結果としていわゆる債務奴隷の状態に陥ってしまうことがあると指摘されてきました。

このような反省を踏まえ、育成就労制度の下では、育成就労計画の認定基準の一つとして「当該外国人が送出機関に支払った費用の額が、育成就労外国人の保護の観点から適正なものとして主務省令で定める基準に適合していること」が求められています¹。当該主務省令の詳細に関し、本論点資料は、外国人が送出機関に支払った一切の費用についての上限を日本で受け取る月給の2ヶ月分まで²とする方向が検討されています。

4. 欧州委、CSRD、CSDDD等の規制の簡素化を図るオムニバス法案を公表

2月26日、欧州委員会は、CSRD、CSDDD等の規制の簡素化を目的とした「[オムニバス法案](#)」を公表しました。本法案は、各種規制の重複等に伴う企業負担を25%(中小企業については35%)軽減することにより、EU企業の競争力を強化することを目標に掲げています。

一定の企業にサステナビリティ開示を義務付けるCSRD(企業サステナビリティ報告指令)については、従業員1,000人以上の企業であることを適用対象要件に加える修正が提案されており、同法に基づいて報告義務を負う企業は80%削減される見込みとされています。一定の企業に人権・環境デュー・ディリジェン

¹ 外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律9条1項11号

² 月給の2ヶ月分までとした場合、毎月、月給の1割を借金の返済に回した場合、全育成就労期間の約半分である約1年半で完済可能であることが指摘されています。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ス(DD)を義務付ける CSDDD(企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令)についても、DD の範囲を原則として直接のビジネスパートナーに縮小することや、定期的な人権・環境リスクの評価の頻度を1年ごとから5年ごとに減少させることが提案され、対象企業の負担軽減を目指した内容になっています。

上記のような義務内容の変更に加え、CSRD、CSDDD とも適用開始時期の延期も提案されており、引き続き動向には注視が必要です。

カウンセラー 塚田 智宏
chihiro.tsukada@morihamada.com

アソシエイト 平田 亜佳音
akane.hirata@morihamada.com

VII.ガバナンス

1.スチュワードシップ・コードに関する有識者会議、「スチュワードシップ・コード」の改訂案の検討

金融庁に設置された「スチュワードシップ・コードに関する有識者会議」は、2月26日、第3回会議を開催し、「『責任ある機関投資家』の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)』(以下「スチュワードシップ・コード」といいます。)の改訂案の審議を行いました(第3回会議で検討された改訂案の内容は、金融庁のHPに[会議資料](#)として公表されています。)

今般のスチュワードシップ・コードの改訂の検討は、2024年6月7日、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」が公表した「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」において、スチュワードシップ活動の実質化の観点から、建設的な目的を持った対話に資する協働エンゲージメントの促進や、実質株主の透明性向上に向け、スチュワードシップ・コードの更なる見直しが提言されたことを受けたものです。

会議資料として公表された改訂案においては、主に、以下の改訂内容が示されています。

① 実質株主の透明性向上

改訂案指針 4-2 を新設し、「機関投資家は、投資先企業との間で建設的に対話を行うために、投資先企業からの求めに応じて、自らがどの程度投資先企業の株式を保有しているかについて企業に対して説明すべき」と記載すること

② 協働エンゲージメントの促進

現行指針 4-5 を、「機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、他の機関投資家と協働して対話を行うこと(協働エンゲージメント)も重要な選択肢である。対話のあり方を検討する際には、投資先企業の持続的成長に資する建設的な対話となるかを念頭に置くべきであ

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

る」(改訂案指針 4－6)と改訂すること

③「プリンシプルベース・アプローチ」の趣旨を徹底する観点から、記載の削除・統合・簡略化

スチュワードシップ・コード改訂案は、今後、パブリックコメント手続に付された上、改訂コードの最終版を公表することが予定されています。今回の改訂内容は機関投資家とのエンゲージメントの実務に影響を与える内容であり、パブリックコメント手続も含めた今後の展開を注意深く見守る必要があります。

パートナー 太子堂 厚子
atsuko.taishido@morihamada.com

アソシエイト 藤井 祐輔
yusuke.fujii@morihamada.com